千代田区立番町幼稚園運営連絡会設置要綱

第 | 条(名称)

この会の名称を「千代田区立番町幼稚園運営連絡会」(以下「運営連絡会」)とする。

第2条(目的)

本園の教育活動が地域関係者に理解され、かつ、教育の充実に向けて広く意見を求めるなど、本園の発展のための幼稚園支援組織とすることを目的とする。

第3条(組織)

- I 運営連絡会の構成は次のとおりとし、園長が委嘱する。
 - (I) 愛児会(PTA)代表
 - (2)地域の協力者
 - (3)教職員の代表
 - (4) その他、園長が必要とする者
- 2 幼稚園運営連絡会の中に幼稚園評価委員会を置く。幼稚園評価委員は、幼稚園 運営連絡会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、幼稚園評価報告書を作 成する。幼稚園評価委員会の委員は、幼稚園運営連絡会の中から園長が選任し、 教育委員会が委嘱する。

第4条(任期)

委員の任期は | 年とし、その年の4月 | 日から翌年の3月3 | 日までとする。

第5条(招集及び公開等)

- 本幼稚園運営連絡会の招集は、6月と2月の年2回程度とする。なお、園長が必要とあれば臨時に招集することがある。
- 2 会は、原則として公開する。ただし、プライバシー等にかかわる内容を協議する時は、園長の判断により、一部非公開とすることができる。

第6条(活動内容)

- Ⅰ 幼稚園運営に関すること
- 2 幼稚園と家庭・地域の連携に関すること
- 3 その他

第7条(事務局)

事務局を番町幼稚園内に置き、事務局の構成は園長が選任する。

第8条(その他)

この要綱は、必要に応じて改正する。

(附則) この要綱は、平成22年4月1日より施行する。